

## 議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成29年9月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成29年11月17日

大阪府教育委員会

#### ○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件（大阪府立吹田東高等学校校舎棟改築工事）
- 2 大阪府立淀川工科高等学校における学校指定物品の引渡しに係る代金の請求に関する和解の件

#### ○条例案

- 1 職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 2 大阪府立学校条例等一部改正の件

#### <参考>

##### ○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

- 2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

## 知事から意見聴取があった議案一覧

### ○事件議決案

番号	件名	概要	備考
1	工事請負契約締結の件（大阪府立吹田東高等学校校舎棟改築工事）	大阪府立吹田東高等学校校舎棟改築工事請負契約 契約金額 23億1,120万円 請負者 コーナン・富国特定建設工事共同事業体 工事内容 耐震対策のための校舎棟改築工事	—
2	大阪府立淀川工科高等学校における学校指定物品の引渡しに係る代金の請求に関する和解の件	平成29年9月4日になされた大阪府立淀川工科高等学校の生徒の保護者への学校指定物品の引渡しにより、当該保護者から双葉給食株式会社の下請業者に損害賠償請求権が移転したことによる当該物品の代金の請求に関して、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により和解するもの。	—

### ○条例案

番号	件名	概要	備考
1	職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の子が1歳6か月に達する日の翌日から2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定める。 施行日：公布の日	教育委員会を含む大阪府全体に関するもの
2	大阪府立学校条例等一部改正の件	大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づき、大阪府立淀川清流高等学校及び大阪府立大正白稜高等学校を設置するとともに、大阪府立北淀高等学校、大阪府立泉尾高等学校及び大阪府立大正高等学校を閉校する。 施行日：平成30年1月1日ほか	教育委員会所管条例【7月21日の教育委員会会議において統合整備により平成30年度に新たに開校する予定の高等学校の校名について決定済み】

大阪府条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 二三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) (略)</p> <p>その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(<u>第二条の四に規定する場合に該当する場合にあつては、一歳二か月に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 二三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) (略)</p> <p>その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p>
<p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の三 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)<u>当該子が一歳二か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。))第十五条第三号の規定による特別休暇その他人事委員会規則で定める特別休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)</u>を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p>	<p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の三 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)<u>当該子が一歳二か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。))第十五条第三号の規定による特別休暇その他人事委員会規則で定める特別休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)</u>を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p>

三 (略)

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)  
 第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月に到達日の翌日(当該子の一歳六か月に到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- 一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月に到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月に到達日において地方等育児休業をしている場合
- 二 当該子の一歳六か月に到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第二条の五 (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第三条 (略)

一―六 (略)

七 第二条の三第三号に掲げる場合又は第二条の四に規定する場合に該当すること。

八 (略)

(委任)

第二十三条 第六条(第十八条において準用する場合を含む)、第八条、第二十条及び第二十一条に定めるもののほか、これらの規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める。

三 (略)

第二条の四 (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第三条 (略)

一―六 (略)

七 第二条の三第三号に掲げる場合に該当すること。

八 (略)

(委任)

第二十三条 第六条(第十八条において準用する場合を含む)、第八条、第二十条及び第二十一条の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例等の一部を改正する条例

(大阪府立学校条例の一部改正)

第一条 大阪府立学校条例(平成二十四年大阪府条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第三条関係)		別表第二(第三条関係)	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立柴島高等学校	(略)	大阪府立柴島高等学校	(略)
大阪府立淀川清流高等学校	大阪市東淀川区豊里二丁目	大阪府立成城高等学校	(略)
大阪府立成城高等学校	(略)	(略)	(略)
大阪府立大正白纓高等学校	大阪市大正区泉尾三丁目	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第三条関係)		別表第二(第三条関係)	
名 称	位 置	名 称	位 置
大阪府立東淀川高等学校	(略)	大阪府立東淀川高等学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立北淀高等学校	大阪市東淀川区豊里二丁目
大阪府立市岡高等学校	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	大阪府立市岡高等学校	(略)
備考 (略)		大阪府立泉尾高等学校	大阪市大正区泉尾三丁目
		大阪府立大正高等学校	大阪市大正区泉尾七丁目
		(略)	(略)
		備考 (略)	

(大阪府立学校条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 大阪府立学校条例の一部を改正する条例（平成二十七年大阪府条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

改正後		改正前	
別表第二（第三条関係）		別表第二（第三条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立渋谷高等学校	(略)	大阪府立渋谷高等学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立池田北高等学校	池田市伏屋台三丁目
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立東住吉総合高等学校	(略)	大阪府立東住吉総合高等学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立咲洲高等学校	大阪市住之江区南港中四丁目
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

第四条 大阪府立学校条例の一部を改正する条例（平成二十八年大阪府条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

改正後		改正前	
別表第二（第三条関係）		別表第二（第三条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立旭高等学校	(略)	大阪府立旭高等学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立西淀川高等学校	大阪市西淀川区出来島三丁目
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は規則で定める日から、第三条及び第四条の規定は公布の日から施行する。